

第2章

障害者施策推進の基本的考え方

第2章 東京都の障害者施策推進の基本的考え方

第1節 障害者施策推進の基本理念

「ノーマライゼーション」とは、障害をもつ人も、もたない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会である、という考え方です。

東京都は、このノーマライゼーションの理念の下、障害者が、他の都民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計については、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進します。

I 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

そのため、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるようサービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障害があっても、可能な限り地域で生活し続けられるよう、東京都と区市町村が重層的に地域生活を支援する体制を整備します。

II 障害者が当たり前で働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指します。

そのため、企業等に障害者雇用への取組を促す一方、福祉施設においても、利用者を一般就労へ円滑に移行させる支援事業や、より高い水準の賃金・工賃を利用者に支払う支援事業に積極的に取り組むよう、福祉施設の経営改革を促します。

Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策の推進により、障害をもつ人もたない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害をもつても、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指します。

第2節 東京都の障害者施策の目標と課題

東京都は、前節で掲げた社会を実現するため、障害をもつ人に、基本的人権をはじめとした市民としての権利を保障することはもとより、人間としての尊厳にふさわしい生活を保障することが最大の目標であることを踏まえ、以下の5つの施策目標を掲げ、全庁を挙げて障害者施策を推進していきます。

5つの施策目標

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

施策目標Ⅲ 当たり前で働ける社会の実現

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

施策目標 I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 地域における自立生活を実現するためには、生活の拠点である住まいをはじめとして、障害者とその家族が必要とする介護・介助サービス、保健・医療サービス、コミュニケーションや移動の支援にかかわるサービス、そして一人一人の希望や状況に応じて利用できる日中活動の場・就労の場などの地域生活基盤が確保されなければなりません。
- あわせて、障害者とその家族からの相談に応じて、サービス利用に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて利用者とサービス事業者との連絡調整を図るとともに、日常生活・社会生活上保障されるべき権利を擁護するなどの相談支援事業が欠かせません。
- 区市町村は、住民のニーズを踏まえた地域生活基盤の計画的整備と相談支援事業の実施に、主体的に取り組むことが求められており、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられる社会を実現することが重要です。
- 東京都は、区市町村が取り組む地域生活基盤の整備を促進するため引き続き積極的に支援するとともに、専門性の高い相談支援事業、個々の区市町村では対応が困難な課題への取組や地域のネットワーク構築の支援など広域的な支援事業及びサービスの質・量を確保する人材の育成やサービス評価などに積極的に取り組みます。

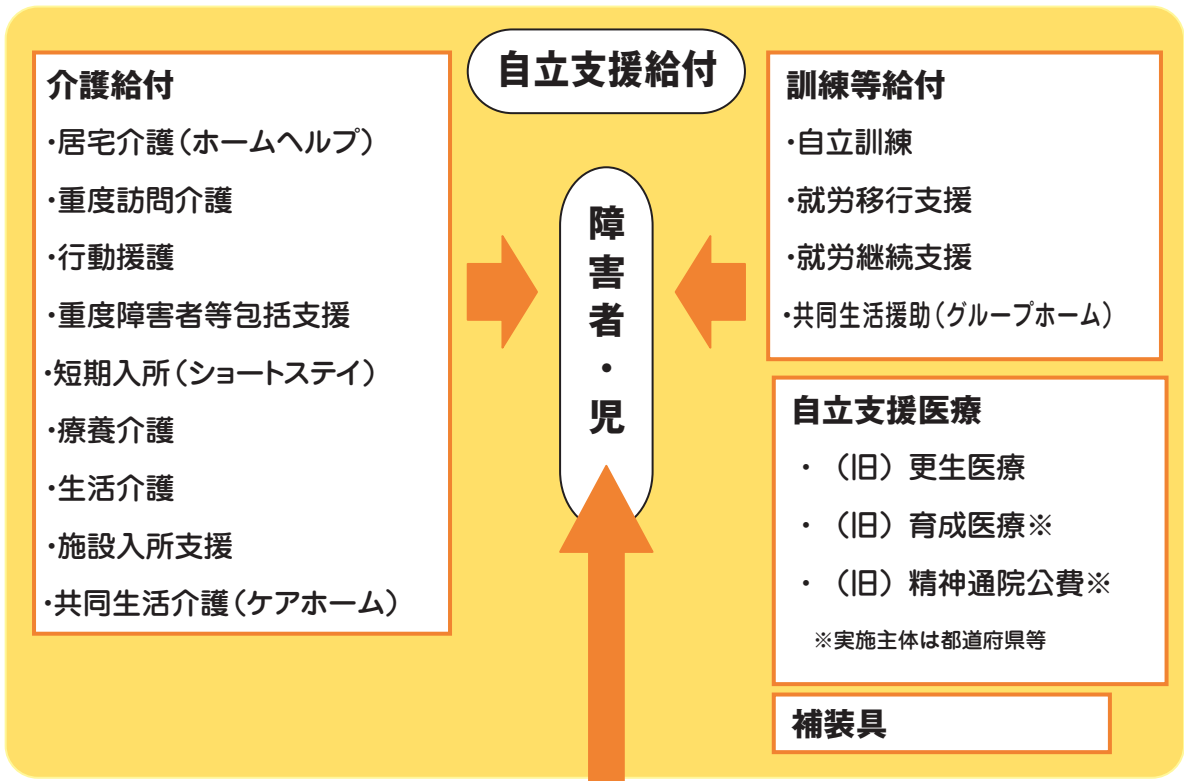
課題 1

区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

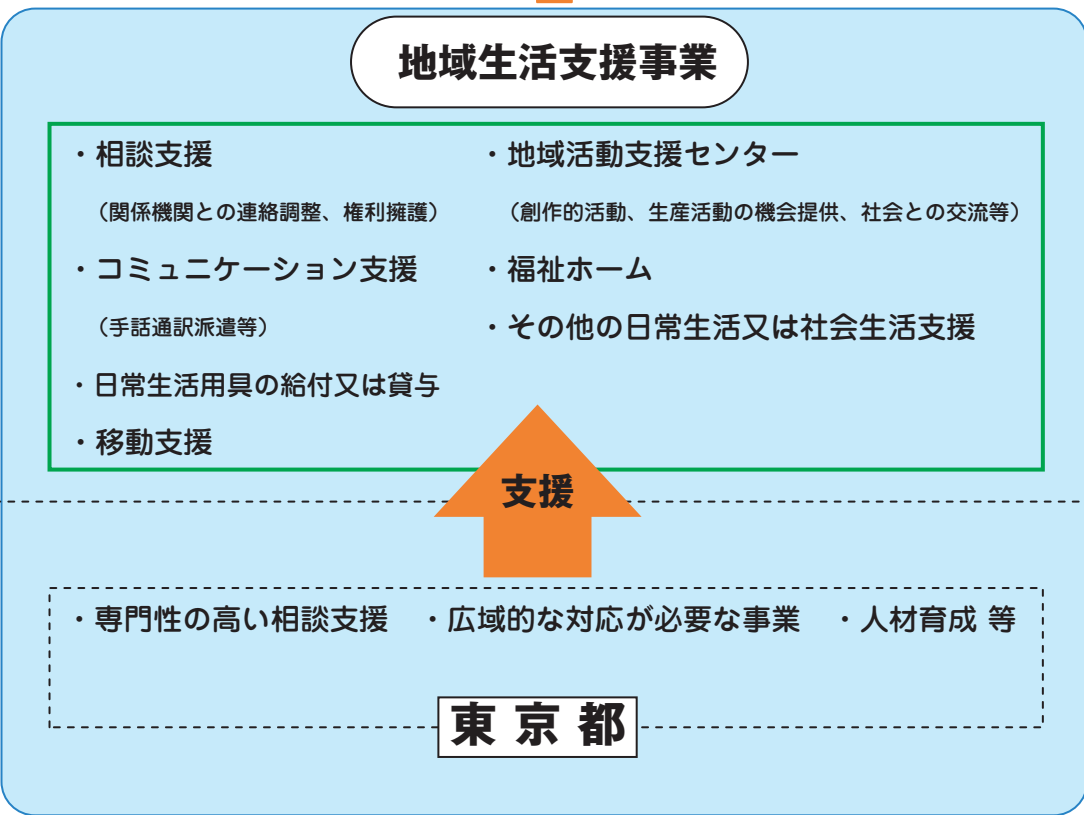
- 障害者自立支援法により、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、必要とする障害福祉サービスや相談支援事業を利用するための仕組みを共通化・明確化し、住民に身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供することになりました。

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像

区市町村



地域生活支援事業



- また、障害者自立支援法では、これまで障害の種別・程度別に編成され、複雑化していた施設体系を、利用者に提供する支援内容に応じた機能別に再編し、平成23年度までの経過期間内に、順次、新たな事業体系に移行させるとしています。

障害者自立支援法による福祉サービスの体系



(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

○ 障害者自立支援法に基づいて区市町村が作成する障害福祉計画では、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされています。

○ この障害福祉サービス等の必要見込量を定めるに当たって、国は下記の基本的考え方を示しています。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者に日中活動サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

○ 東京都は、旧計画の策定に当たって、「身体障害や知的障害の分野に比べ福祉サービスの基盤整備が立ち後れていた精神障害の分野を含め、すべての障害者が自己選択・自己決定に基づいてサービスを利用できるよう、東京都と区市町村は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援事業の計画的・重点的な整備を行う必要がある」という考え方を示しました。

○ 各区市町村がこの基本的考え方を踏まえて定めた障害福祉サービス等の見込量を集計したものを基本として、区市町村との調整を図りながら、旧計画における東京都全域の見込み数値を定めました。

○ 障害者自立支援法の施行後、障害福祉サービス等の利用実績は概ね着実に増加してきていますが、なお引き続き取組を進めていく必要があります。

○ そこで、東京都は、新計画の策定にあたって、従来の考え方を引き続き維持していく旨を区市町村に示し、各区市町村がこれを踏まえて定めた障害福祉サービス等の見込量を集計したものを基本として、区市町村との調整を図りながら、新計画における東京都全域の見込み数値を以下の表のとおり定めました。

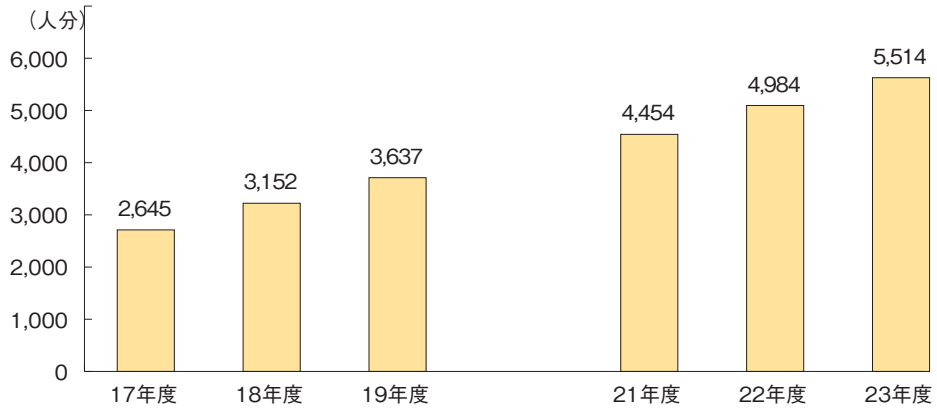
各年度における月間の障害福祉サービス等の実績、見込量及び利用者数

サービスの種類		事項	単位	18年度実績	19年度実績	21年度見込	22年度見込	23年度		
								見込	旧計画	差引
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間分	584,625	626,023	638,513	727,551	816,588	816,588	0
		利用者数	人	11,499	11,995	13,397	14,289	14,758	—	—
日中活動系サービス	生活介護	サービス量 (=利用者数)	人分	1,701	3,520	8,471	10,947	13,422	13,422	0
	自立訓練（機能訓練）		人分	266	336	535	634	733	733	0
	自立訓練（生活訓練）		人分	71	196	765	1,049	1,333	1,333	0
	就労移行支援		人分	130	722	1,688	2,171	2,654	2,654	0
	就労継続支援（A型）		人分	42	105	581	819	1,056	1,056	0
	就労継続支援（B型）		人分	502	2,491	7,660	10,244	12,828	12,828	0
	療養介護		人分	80	75	202	265	328	328	0
	（小計）		人分	2,792	7,445	19,902	26,129	32,354	32,354	0
	児童デイサービス	サービス量	人日分	8,108	9,064	10,950	15,054	19,158	19,158	0
		利用者数	人	1,508	1,933	2,811	2,943	3,114	—	—
短期入所	サービス量	人日分	14,350	15,620	17,573	19,098	20,623	20,623	0	
	利用者数	人	1,846	2,065	2,718	2,973	3,227	—	—	
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）		サービス量 (=利用者数)	人分	3,152	3,637	4,454	4,984	5,514	5,514	0
施設入所支援			人分	199	777	3,159	5,157	8,458	8,458	0
相談支援（計画作成対象）			人分	44	85	2,929	4,351	5,772	5,772	0

(参考) 旧体系サービスの実績、見込量及び利用者数

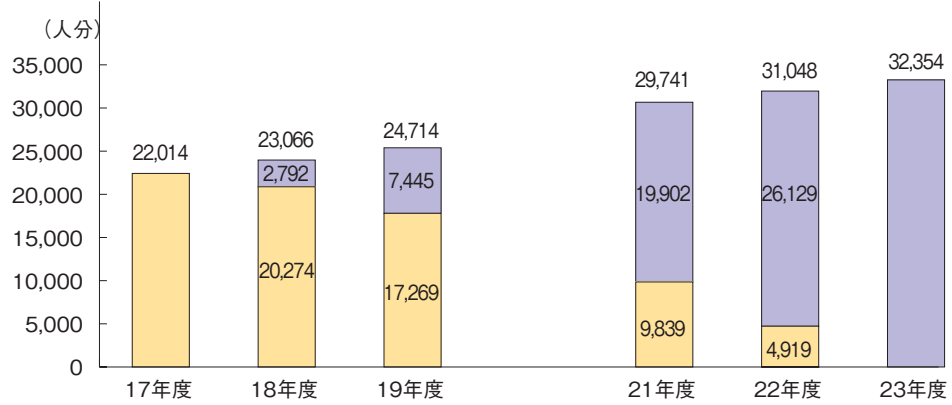
サービスの種類		事項	単位	18年度実績	19年度実績	21年度見込	22年度見込	23年度		
								見込	旧計画	差引
日中活動系	旧入所サービス分	サービス量 (=利用者数)	人分	8,552	8,122	5,700	3,502	0	0	0
	旧通所サービス分		人分	11,722	9,147	4,139	1,417	0	0	0
居住系	旧入所サービス分		人分	8,655	8,254	5,784	3,580	0	0	0

グループホーム・ケアホーム

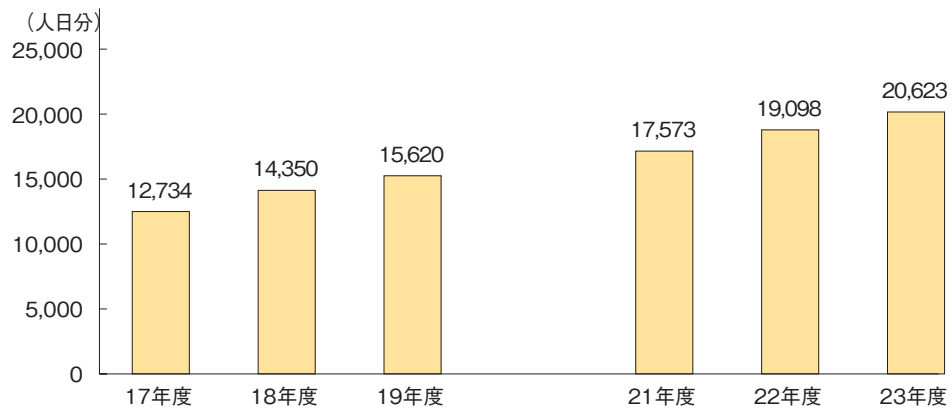


日中活動系サービス

旧体系 新体系



短期入所



【障害福祉サービス等の見込量を確保するための方策】

(1) 「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」

- 東京都は、旧計画において、区市町村が平成23年までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう、それに先立ち策定した「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」の拡充を図りました。
- このプランの実施状況は、次のようになっています。

障害者地域生活支援・就労促進3か年プランの実施状況（平成18～20年度）

(単位：人分)	整備目標	整備状況			
		18年度実績	19年度実績	20年度10月時点	3か年合計
地域居住の場の整備 (障害者グループホーム等)	1,560	530	388	302	1,220
日中活動の場の整備 (通所施設等)	1,900	330	60	595	985
在宅サービスの充実 (短期入所)	200	106	42	16	164

- このように、平成20年度半ばまでの実績は、旧計画に基づく3か年プランの目標値を下回っており、これらの地域生活基盤については、引き続き、その整備を積極的に支援していくことが必要です。
- そこで、東京都は、区市町村が平成23年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量の確保に向けて取組を加速させるため、新計画において「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を策定します。
- このプランでは、平成21年度から平成23年度までの3年間、グループホーム、日中活動の場、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備への積極的支援（原則として、設置者負担の1/2を特別助成）に、引き続き取り組んでいくこととします。

障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン (平成21～23年度)

1 地域居住の場の整備

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を促進します。

1,560人増→**1,640人増**

2 日中活動の場の整備

これから特別支援学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場の整備を推進します。

1,900人増→**2,200人増**

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域でショートステイを利用できるよう、整備を促進します。

200人増→**210人増**

4 地域生活支援型入所施設の整備

東京都障害福祉計画で定める、平成23年度末の入所定員数を平成17年10月1日現在の定員数(7,344人)を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した施設の整備を引き続き推進します。

90人分

なお、このプランでは、障害者の生活基盤を整備するとともに、「首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言」（70頁参照）に基づき、障害者雇用増加のために必要な就労支援の充実を併せて支援します。

- ・ 区市町村障害者就労支援事業の推進（68頁、177頁参照）
- ・ 地域開拓促進コーディネーターの配置（68頁参照）
- ・ 施設外授産の増進（69頁、177頁参照）
- ・ 地域移行促進員の設置（48頁参照）
- ・ 障害者地域生活安定化支援事業の開始（54頁参照）
- ・ 障害者グループホーム等移行促進事業（48頁参照）

（2）地域生活支援事業

- 障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるためには、個別給付のほか、地域の特性や個々の利用者の状況に応じて、各種のサービスを利用できることが必要です。
- 地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づき、こうしたサービスを柔軟な形態により効率的・効果的に実施することを通じて、福祉の増進を図ることを目指しています。
- このうち、区市町村地域生活支援事業について、障害者自立支援法は、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業及び地域活動支援センター機能強化事業を義務的に実施しなければならないものとして定めています。

（3）障害者施策推進区市町村包括補助事業

- 広域的自治体である東京都の役割の一つとして、国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施していくことが重要です。
- 東京都は、平成19年度から「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に開始し、区市町村の取組を支援しています。

- ノーマライゼーションの理念のもと、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域生活移行後の生活基盤の整備が必要です。必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム等の地域居住の場や日中活動の場など、継続的な生活支援体制の整備に引き続き重点的に取り組んでいきます。
- 東京都と区市町村は、平成23年度までに施設入所や入院から地域生活へ移行する者の数値目標を設定するとともに、移行後の地域生活基盤である、グループホーム・ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業等の日中活動の場、短期入所事業などの必要見込量を定めます。

ア 入所施設から地域生活への移行

【地域移行の数値目標】

- 東京都は、平成18年11月、区市町村に対して「障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方」（東京都の基本指針）を示し、「区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組む」ことを求めました。
- また、都内・都外の施設入所支援事業者に対しても、「グループホーム等への入居支援などにより、平成23年度末までに、入所者の1割以上を地域生活へ移行させる」よう求めました。
- 東京都は、区市町村が東京都の基本指針を踏まえ、地域の実情に応じて設定した「入所施設を利用している住民のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の目標数値」を積算して、都全域の目標とします。
- 平成19年度末現在、旧計画策定時の入所者のうち、都全域において施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者の数は、東京都が区市町村を通じて集計したところ373人でした。平成23年度末における目標の達成に向け、引き続き取組を進めていきます。

項目	平成23年度末 目標値	平成19年度末 実績	説 明
地域生活移行者数	874人	373人	<p>【平成23年度末目標値】 旧計画策定時の入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数（平成17年10月1日現在の入所者数の11.9%）</p> <p>【平成19年度末実績】 旧計画策定時の入所者のうち、平成19年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者の数</p>

【目標達成のための方策】

① 入所施設の地域移行の取組を促します

- ・東京都ではこれまで、入所施設における支援を必要としている障害者の利用ニーズにこたえるため、「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」（平成15年度～17年度）、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」及びこれを拡充した旧計画（平成18年度～20年度）を策定しました。これらの計画に基づいて、区部の未設置地域を中心に、「地域生活支援型入所施設」の整備を推進してきました。
- ・「地域生活支援型入所施設」は、地域の在宅障害者に対する相談支援やショートステイ利用など貴重な社会資源であるほか、入所利用が長期化しないよう、自活訓練事業などの実施により、利用者をグループホーム等へ送り出す地域移行支援を推進し、グループホーム等への移行後も緊急時のバックアップ機能を担う支援拠点として整備されてきました。
- ・今後とも、「地域生活支援型入所施設」においては、日中の活動支援として自立訓練事業や就労移行支援事業を実施し、入所者の地域生活への移行に積極的に取り組んでいきます。
- ・また、既存の入所施設においても、可能な限り、入所者をグループホーム等における地域生活へ移行させるため、自立訓練事業や就労移行支援事業に取り組むよう促すなど、「地域生活支援型入所施設」への転換を進めます。

② 区市町村における地域移行の取組を支援します

- ・入所施設から地域での生活に移行する際には、本人が希望する地域に居住することが基本となります。この場合、区市町村が本人の意向を確認し、移行に向けた支援に取り組むこととなります。
- ・そのため、区市町村は地域移行促進員を配置して、施設入所者本人への意向確認から関係先との連絡調整や各種の情報収集、さらにはアフターケアに至るまで、地域生活への移行に向けた支援を行う必要があります。
- ・東京都は、入所施設からグループホーム等への円滑な移行を支援するため、「障害者グループホーム等移行促進事業」により、移行に係る経費の一部を補助するなど、区市町村の取組を支援していきます。

③ 都外施設利用者の地域移行を支援します

- ・都内に移り住むことを希望する都外施設利用者については、移行後に居住する区市町村と連携して、受入れ可能なグループホーム等をマッチングするコーディネートを行うなど、都内のグループホーム等への一層の移行促進策を講じていきます。

④ 地域移行後の生活を支える基盤の整備に取り組みます

- ・東京都は、平成21年度から平成23年度までの3年間、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を策定し、グループホーム・ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業等の日中活動の場、短期入所事業など、地域移行後の生活基盤を確保するための整備を引き続き重点的に支援します。（54頁参照）

【入所施設の定員に関する考え方】

- 国の基本指針では、「平成17年10月1日現在の施設入所者数を平成23年度末までに7%以上削減する」との目標設定が望ましいとされています。

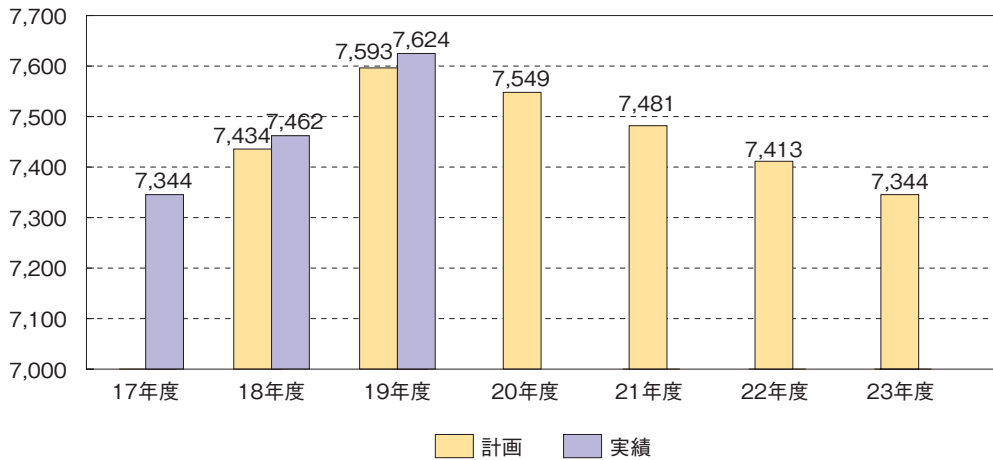
※ 削減対象の入所施設は、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）等が想定されている。

- しかし、東京都においては、以下のような理由から、平成23年度末までに入所者を7%以上削減するのは困難であると判断しています。

- ・平成15年度以降の緊急整備計画の効果により身体障害者療護施設及び知的障害者更生施設（入所）の入所待機者は減少傾向にあるが、最重度の障害をもつ者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者あるいは日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに、こたえていく必要がある。
 - ・このため、都内、とりわけ特別区の入所施設の未設置地域において、入所施設による支援が真に必要な者の利用と、施設から地域への移行を進めるため、地域生活支援型入所施設の整備を推進している。
 - ・既存施設の入所者のグループホーム等への地域移行を促進すると同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や児童福祉施設における過齢者を都内施設で受け入れるために活用する必要がある。
- 以上のような地域の実情から、東京都における「平成23年度末の入所定員数」は、施設入所支援事業者の定員削減の計画を把握しつつ、当面は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないよう努めてきました。
 - しかし、平成19年度末現在の入所定員数は7,624人となっており、旧計画において設定した同年度末の目標値である7,593人を30人余り上回っています。
 - 東京都は、「地域生活支援型入所施設」への転換と、グループホーム及びケアホームの重点的整備を推進しつつ、地域生活への移行を進め、旧計画が定める、入所定員が平成17年10月1日現在の定員である7,344人を超えないという平成23年度末の目標値の達成に向けて、引き続き着実に取り組みます。
 - 新計画では、平成19年度末までの実績を踏まえ、新たに、平成21年度及び平成22年度における入所定員の目標値を明らかにします。

施設入所者数の推移

入所者数(人)



【重症心身障害児（者）施設のあり方】

- 医療の高度化などに伴い、地域で生活する心身に重度の障害をもつ重症心身障害児（者）が増えており、在宅療育を可能とするための地域のサービス基盤の充実が求められています。
- しかし、入所期間の長期化に伴い、重症心身障害児施設においては入所者の大半が過年齢児（者）となるなどの状況が生じている一方で、医療や介護など、地域生活を支えるサービスの供給は不足しています。
- このため、東京都は、平成21年度から平成23年度までの3年間、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を策定し、引き続き、ショートステイ、日中活動の場など、重症心身障害の分野の地域生活基盤の整備を積極的に推進します。
- また、重症心身障害児（者）施設について、各施設における入所児（者）の状況や人材確保、民間におけるサービス提供の状況、新たな施策体系における位置づけ等を踏まえ、そのあり方を引き続き検討していきます。

イ いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行

【地域移行の数値目標】

- 平成14年度の患者調査等によると、東京都には、退院可能な精神障害者は約5,000人いるとされています。

都内外の精神科医療機関における最新の退院可能者数の把握が困難であるため、旧計画の策定にあたっては、暫定的に、約5,000人を区市町村の人口比で按分して算定した人数を、地域移行の対象者数として各区市町村に示しました。
- 国の基本指針では、平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院できることを目指すとしています。

しかし、東京都は、退院後の地域生活基盤の確保の観点から、東京都の基本指針において、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までに退院できることを目指すこととし、各区市町村には、平成23年度末において、区市町村が設定した対象者数の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すよう求めました。
- 旧計画において、東京都は、区市町村が東京都の基本指針を踏まえ、地域の実情に応じた設定した「いわゆる『社会的入院』の状態にある患者のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の目標数値」を積算して、都全域の目標としました。
- 平成18・19年度において、旧計画策定時の退院可能精神障害者のうち、精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者の数は、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用した56人に、同事業を利用せずに移行したと考えられる約630人を加えて、合計で約686人と推定されます。平成23年度末における目標の達成に向け、引き続き取組を進めます。

項目	平成23年度末 目標値	平成19年度末 推計	説 明
地域生活移行者数	2,500人	約686人	<p>【平成23年度末目標値】 旧計画策定時の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数（平成18年度現在の暫定的な退院可能精神障害者数の50%）</p> <p>【平成19年度末推計】 平成18・19年度における、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用して精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者（56人）及び同事業を利用することなく移行したと考えられる者（約630人）を合わせた数</p>

- 新計画では、平成23年度末までの地域生活移行者数の目標値である2,500人のうち、東京都精神障害者退院促進支援事業の対象となるのは約500人程度と見込まれます。このことを踏まえ、「東京都精神障害者退院促進支援事業」（国庫補助事業の名称は「精神障害者地域移行支援特別対策事業」）による平成18年度から平成23年度までの退院者数の目標値を500人と決めました。（※平成17年度の社会復帰施設等の状況に基づき算定）

項目	平成23年度末 目標値	平成19年度末 実績	説 明
精神障害者退院促進支援事業による 地域生活移行者数	500人	56人	<p>【平成23年度末目標値】 旧計画策定時の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用して精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数</p> <p>【平成19年度末実績】 平成18・19年度における、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用して精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者の数</p>

- さらに、これまでの実績も踏まえ、「東京都精神障害者退院促進支援事業」による平成21年度から平成23年度までの各年度における退院者数の目標値を定めました。

事業名		実績、見込及び計画						
精神障害者 退院促進 支援事業		18年度 実績	19年度 実績	20年度 見込	21年度 見込	22年度 見込	23年度 見込	合計
	か所数（所）	3	6	12	12	12	12	—
	【目標値】 退院者数（人）	30	26	54	100	130	160	500

- また、これまでに東京都の退院促進支援事業を利用して退院した人の状況などを参考にしつつ、退院に伴い必要となる各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定めました。

各年度における月間の障害福祉サービス等の見込量及び利用者数

【退院促進支援事業による退院者】

サービスの種類		事項	単位	21年度 見込	22年度 見込	23年度 見込
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間分	1,350	2,160	3,240
		利用者数	人	50	80	120
日中活動系サービス	生活介護	サービス量 (=利用者数)	人分	0	0	0
	自立訓練（機能訓練）		人分	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）		人分	20	30	50
	就労移行支援		人分			
	就労継続支援（A型）		人分	60	100	150
	就労継続支援（B型）		人分			
	療養介護		人分	0	0	0
	（小計）	人分	80	130	200	
	児童デイサービス	サービス量	人日分	0	0	0
		利用者数	人	0	0	0
短期入所	サービス量	人日分	120	220	320	
	利用者数	人	60	110	160	
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）		サービス量 (=利用者数)	人分	130	200	300
施設入所支援			人分	0	0	0
相談支援（計画作成対象）			人分	25	33	40

【目標達成のための方策】

① 「精神障害者退院促進支援事業」に計画的に取り組めます

- ・東京都は、平成16年度と平成17年度に「退院促進モデル事業」を実施し、退院促進に向けた精神科病院と地域関係機関相互のネットワークづくり等に取り組み始めました。
- ・平成18年度と平成19年度には、モデル事業の成果を踏まえ、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関等との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る「東京都精神障害者退院促進支援事業」（当時は東京都地域生活支援事業）に取り組み、2年間で合計56名が地域移行しました。
- ・平成20年度からは、これまでの成果を踏まえ、引き続き事業に取り組むとともに、実施か所を都内12か所に拡大しています。平成23年度末までに、平成18年度からの累計で500名が退院し、地域移行することを目指します。
なお、平成21年度からは、都立（総合）精神保健福祉センターに新たに地域体制整備コーディネーターを配置し、広域にわたる調整や、地域における支援体制の整備に向けた働きかけの充実を図ります。

② 区市町村における相談支援体制と地域生活基盤の整備を推進します

- ・区市町村は、「精神障害者退院促進支援事業」に配置されるコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保する必要があります。
- ・東京都は、平成23年度までに、従来の精神障害者地域生活支援センター等を活用した「地域活動支援センターⅠ型」がすべての区市町村に設置されることを目指すとともに、区市町村がこのセンター等の相談支援事業により、退院時及び退院後の地域生活を継続して支える体制の整備に取り組むよう、促します。
- ・さらに、平成21年度から、区市町村が設置する地域活動支援センターに、医療中断防止及び見守り支援の機能を付加し、地域生活に移行した精神障害者が安心して生活できる環境の整備を行う「障害者地域生活安定化支援事業」を開始し、地域における総合的な支援体制を整えていきます。
- ・東京都は、退院後の地域生活を支えるために必要なグループホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労移行支援事業等の日中活動の場などの生活基盤について、設置者負担を軽減する特別助成等により、区市町村障害福祉計画に定めるサービス必要見込量を満たすための整備を引き続き重点的に支援します。（48頁参照）

ウ 一般住宅への移行支援

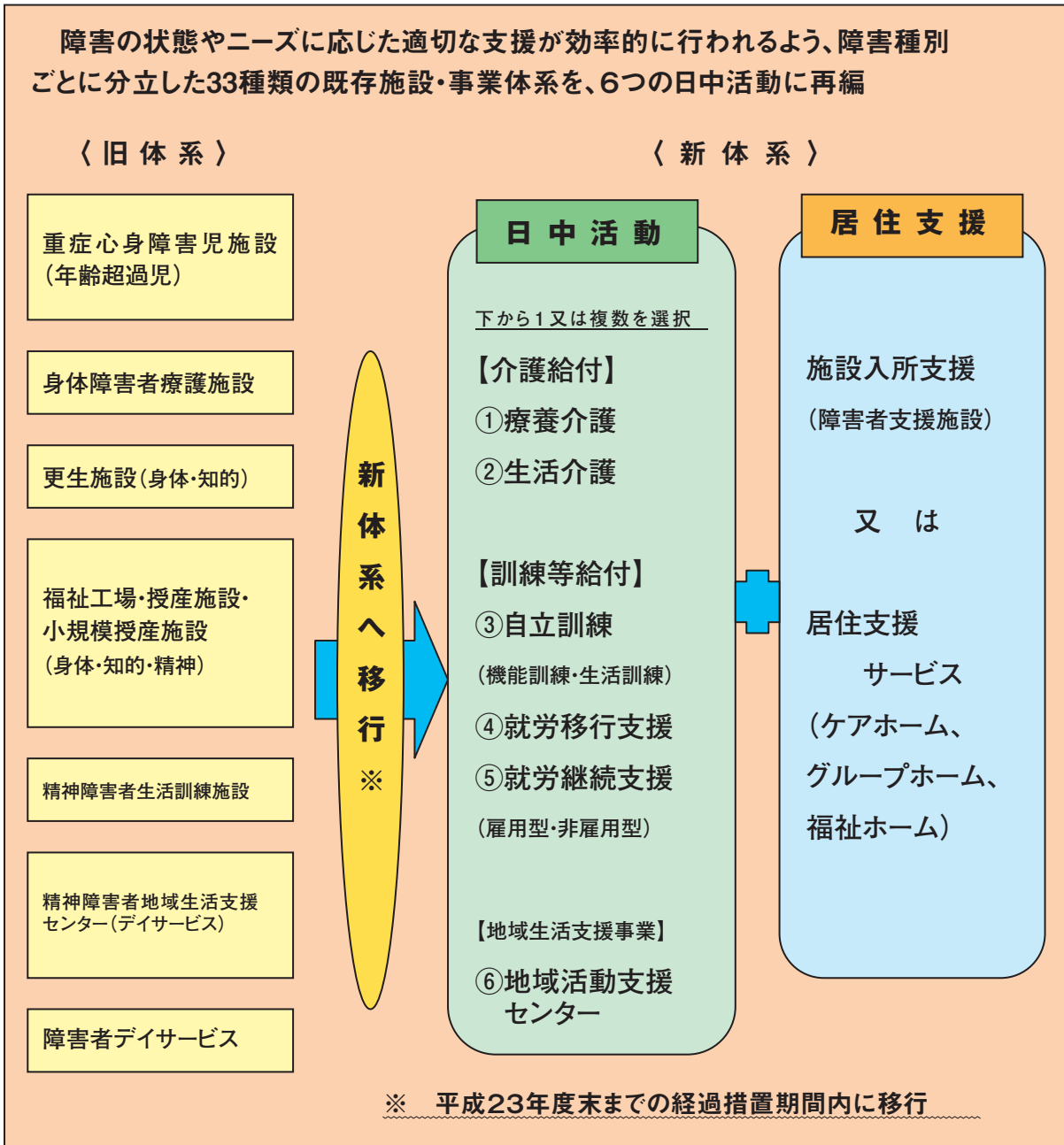
- 区市町村における地域移行支援は、入所施設や病院からグループホーム等への移行促進にとどまらず、継続的な居住支援体制の整備状況を踏まえ、グループホーム等から公営住宅や民間住宅等の一般住宅への移行、さらには、施設・病院から一般住宅への移行も、視野に入れて取り組むことが重要です。
- 一般住宅のうち公営住宅については、公営住宅法施行令の改正により、平成18年2月から、身体障害者に加え、知的障害者と精神障害者の単身入居が可能となり、すでに募集・入居が行われています。
- 都営住宅の障害者向け供給等に関して、東京都は、区市町村からの基本構想や障害福祉計画等に基づく要望を踏まえ、調整の上、空き家の活用に努めています。また、建替えの際は、同様の調整を経て、グループホーム等の併設や、車いす使用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組んでいます。
- 民間住宅については、民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者が安心して入居できるよう、財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターは、自主事業として、利用者の費用負担により、緊急時対応・24時間電話相談などの見守りサービスや、万一の際の葬儀・残存家財の片付けを行う「あんしん入居制度」を実施しています。この制度の対象者が、平成17年10月に障害者にも拡大されました。また、これまで高齢者を対象としてきた国の家賃債務保証制度も、同年9月、障害者に適用が拡大されました。この制度について、不動産関係団体や、障害者の支援を行う各種団体等との連携の強化により普及促進を図っていきます。
- 一般住宅への移行を促進するためには、移行時と移行後の支援を一貫して行う体制が必要です。区市町村地域生活支援事業である「住宅入居等支援事業」（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障害者に対して、不動産業者への住宅あっせん依頼、入居契約手続の支援などの入居時の支援とともに、入居後の見守り、緊急時対応、関係機関との連絡・調整などの継続的な居住支援を提供するものです。また、障害者施策推進区市町村包括補助事業の「障害者単身生活サポート事業」では、グループホーム・ケアホームから一般住宅への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言、必要な調整を行います。東京都は、障害者が地域の一般住宅で安心して生活し続けられるよう、区市町村がこれらの事業に積極的に取り組むよう促します。

課題3

新たな事業体系への移行促進

- 障害者自立支援法では、これまで障害の種別・程度別に編成され、複雑化していた施設体系を、利用者に提供する支援内容に応じた機能別に再編し、平成23年度までの経過期間内に、順次、新たな事業体系に移行させるとしています。

施設・事業の再編の仕組み



- これにより、夜間の居住支援と日中の活動支援を分離した上で、自立や社会参加に向けた日中活動の場として、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）、地域活動支援センターなど、利用者のニーズに即した支援内容の選択が可能となり、一層、利用者本位の方向性が明確になりました。

ア 日中活動の場の新体系事業への移行促進

- 区市町村は、利用者がニーズに即して日中活動の支援内容を選択できるよう、地域内の旧体系の事業者が、新たな事業体系に早期に移行することを促すと同時に、移行先の事業種別（支援内容）の多様性を確保した上で、日中活動系サービスを計画的に整備することが重要です。
- 東京都は、平成21年度から平成23年度までの3年間、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を策定し、設置者負担を軽減する特別助成等により、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の新体系事業を運営する日中活動の場の整備を促進します。

イ 小規模作業所等の法内化の促進

- 法定外事業である小規模作業所や共同作業所についても、今後3年程度の期間内に、新たな事業体系に移行することが求められています。区市町村においては、地域活動支援センター（区市町村地域生活支援事業）への移行のほか、複数の小規模作業所等の統合再編などにより、介護給付や訓練等給付の対象となる日中活動支援サービス事業への移行を促進する必要があります。
- このため、区市町村が、区域内の小規模作業所等の法内化（法人格の取得、設備・人員基準への適合等）と新事業体系への移行を促進するための取組を主体的・積極的に展開するよう、東京都は、以下の支援策を講じています。

【小規模作業所等の法内化促進策】

1 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成

心身障害者（児）通所訓練等事業及び精神障害者共同作業所の補助対象施設が法内化のために必要な施設・設備整備を行う場合に、設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成します。

2 法内化促進支援事業

障害者自立支援法の施行に伴い、法人格取得を希望する小規模作業所等任意団体に、専門知識をもつ協力員を派遣し、法人設立及び団体運営のノウハウを提供することにより法内化を促進するとともに、NPO 法人格取得後の安定的な運営を支援します。

3 小規模作業所等新体系移行支援事業

小規模作業所などから、障害者自立支援法に規定される事業へ移行した法人に対し新体系事業の運営等に要する費用の一部を補助します。

4 小規模作業所への支援の充実強化事業

小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画（工賃アップの課題を含む。）の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に研修事業を実施します。

課題4

日常生活を支えるサポート体制の整備

- 障害者の移動支援とコミュニケーション支援は、地域自立と社会参加の促進に不可欠な、日常生活を支える基幹的なサービスです。
- 障害者自立支援法では、これらの事業は区市町村地域生活支援事業に位置づけられましたが、東京都は、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、区市町村が着実に事業に取り組むよう促すとともに、サービスを担う人材の養成に取り組めます。
- 公的機関による住民向け広報や説明会の内容など、視覚や聴覚に障害のある人にとって必要な情報については、点字、音声、書面の代筆・代読、手話通訳、音声の文字への変換による表示など、それぞれの障害に応じた複数の手段により提供できるようにしていく必要があります。
- 入手した情報の内容を理解することの困難な人に対しては、必要な情報の内容をわかりやすいかたちで提供するなどの対応を図っていくことが求められます。

(地域自立支援協議会)

- 平成20年10月現在、東京都内において地域自立支援協議会が設置されているのは、全62区市町村の半数をやや上回る34区市町にとどまっています。
- このため、東京都は、区市町村において地域自立支援協議会が早期に設置されるよう、東京都自立支援協議会などを通じて、区市町村への支援を進めていきます。

地域自立支援協議会の設置状況等（平成20年10月現在）

		自治体数	(累計)
設置済		34	—
設置予定	20年度中	4	38
	21年度中	11	49
	22年度中	2	51
	23年度中	0	51
その他		11	—

- また、障害のある人に対する虐待は、被害者本人からは申し出にくいものと考えられるため、虐待を未然に防止し、あるいは早期に発見して被害を最小限にとどめるには、本人が自ら相談に訪れる以外に、地域の住民など本人以外からの通報を的確に受け止め、対応していく必要があります。
- このような通報に対して迅速かつ的確な対応を行い、虐待の早期発見を図るためには、地域自立支援協議会を活用する等、身近な地域における仕組みの整備が求められます。
- そのため、東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を活用するなどの方法を通じて、こうした取組を進める区市町村を支援していきます。

(障害特性に応じたきめ細かな対応)

- 障害者自立支援法では、3障害を一体として捉えた福祉サービスの機能別再編成が行われましたが、重症心身障害児や高次脳機能障害、発達障害、強度行動障害、常時の医療的ケアを要する人々などの多様な障害特性に応じた、きめ細かな対応を検討していきます。

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

課題1 児童・生徒一人一人に応じた教育の推進

- 学校教育法の改正により、平成19年4月から「特別支援教育」が実施されるとともに、盲・ろう・養護学校の制度が、障害種別を越えた「特別支援学校」の制度へと転換されることとなりました。
- 東京都は、これまでの障害をもつ児童・生徒等の教育に対する都民の期待にこたえ、都における特別支援教育の展望を明らかにするため、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、児童・生徒の自立や社会参加に向けて一人一人の教育ニーズに応じた教育の一層の推進を図ってきました。
- 平成19年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画」（計画期間：平成20年度～平成22年度）では、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）で展開してきた取組の成果を踏まえ、国の動向や都の施策に対応しながら、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においても、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うための施策を盛り込んでいます。
- 平成20年5月、東京都における「教育振興基本計画」としての位置付けを有するものとして策定した「東京都教育ビジョン（第2次）」では、「特別支援教育の充実」及び「障害のある生徒の自立と社会参加に向けた教育の推進」を、重点施策の一環として掲げています。

ア 乳幼児期から学齢期を通じて一貫した支援の提供

- 障害の早期発見・早期療育を図るため区市町村において実施されている乳幼児健康診査及び発達健康診査で障害が発見された後、保健師による訪問指導や専門医等による療育相談が実施されていますが、就学前から就学後を見据えた連続性のある療育相談・発達相談の支援体制の整備が求められています。

- このため、乳幼児期から学齢期への円滑な移行に向けて、区市町村を単位として、療育機関（通園施設、発達相談支援機関等を含む。）、保育所、幼稚園、小・中学校等の教職員等の連携により、乳幼児とその保護者を支援する相談支援体制を整備します。
- さらに、乳幼児期から学校卒業後までを視野に入れた、一貫性のある支援を行うことを目的とした「個別の教育支援計画」の確実な策定・実施に向けて、教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携が不可欠となっています。特別支援学校は、区市町村を基礎単位としたエリアの中で、特別支援教育のセンター的機能を発揮していますが、さらに連携体制づくりを推進します。

イ 児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化への対応

- 近年、小・中学校における特別支援学級の在籍者の増加や通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の児童・生徒への適切な支援の必要性が高まっています。
- また、特別支援学校では障害の重度・重複化、多様化が顕著となっているとともに、知的障害特別支援学校高等部には中学校の通常の学級や特別支援学級からの進学者が6割を占めているなど、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態、進路希望に応じた適切な教育を推進することが課題となっています。
- このため、小・中学校や特別支援学校において、保護者からの意見等を踏まえて作成する「個別指導計画」に基づいて、児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた専門的指導を一層充実させることが大切です。
- 地域の保健・医療、福祉、労働等の関係機関や小・中学校等への支援を行うセンター的機能を発揮することが求められている特別支援学校はもとより、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の児童・生徒の特別な教育ニーズに適切に対応することが求められている小・中学校の教員の専門性を一層向上させるため、障害の理解と指導に関する専門研修や特別支援教育コーディネーター養成に関する研修等を実施していきます。
- 特別支援学校における障害が重い児童・生徒に対しては、「個別の教育支援計画」に基づいて、小学部から高等部までの12年間の一貫性のある教育が重要であり、身辺自立を中心とした基本的な生活習慣をはじめ、卒業後の地域での自立を見据えた生活技術の習得や社会的体験の機会の提供など、将来の自立と社会参加を目指した教育内容の充実を図ります。

- 知的障害特別支援学校では、例年、高等部卒業生の約30%が一般企業に就職していますが、職業学科の応募倍率が3倍近いことなど、職業的自立に対する生徒や保護者の高いニーズに応えることのできる教育環境を整備することが喫緊の課題となっています。
- このため、東京都は、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部を引き続き設置し、最近の産業構造の変化や企業の求人（職種）動向を十分に踏まえた職業類型の設定と教育内容・方法の工夫により、職業学科等における職業教育の充実を通じて生徒全員の企業就労を目指します。
- 既存の知的障害特別支援学校においても、職業教育改善校の指定やキャリア教育重点支援校の指定等により、企業等の関係機関と連携して、新たな作業種を開発したり、作業学習の内容や方法の改善を図っています。
- 現在、特別支援学校では、学齢期から社会参加期への円滑な移行を支援するための「個別移行支援計画」の作成が進められていますが、この計画の内容を充実していくためには、区市町村を単位とした支援ネットワークによる継続的な支援体制の整備が重要です。
- このため、特別支援学校は、特に、区市町村障害者就労支援事業の実施機関との在学中からの連携及び卒業時の引継ぎに十分配慮することが必要であり、就職者の職場定着支援においても継続的に連携を図る必要があります。

また、卒業時に企業就労せずに福祉施設の利用を選択した卒業生に関しても、「個別移行支援計画」の策定に当たった特別支援学校は、地域の支援ネットワークの一員として、公共職業安定所、区市町村障害者就労支援事業実施機関、福祉施設職員などとの連携・協働を担うことが大切です。
- 平成19年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画」及び平成20年5月に策定した「東京都教育ビジョン（第2次）」では、職業教育を行っている都立特別支援学校高等部において、小学部からのキャリア教育と連動した職業教育に努めることとしています。

さらに、民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施、生徒の居住する区市町村の福祉、労働等の関係機関との連携の緊密化などにより、すべての特別支援学校において企業就労を促進することとしています。

施策目標 Ⅲ 当たり前にも働ける社会の実現

- 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るためには、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前にも働ける社会を実現することが必要です。
- 東京都は、より多くの障害者が一般就労に移行できるよう、区市町村の就労支援事業を拡充するとともに、福祉施設における就労支援を充実・強化します。
- また、経済団体、企業等、労働、福祉、教育などの関係機関が連携を図り、障害者の就労を促進するため、「東京都障害者就労支援協議会」を設置し、各機関の賛同のもと「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」を策定しています。
- これらの取組により、「10年後の東京」（平成18年12月策定）において示された、今後10年間（平成28年まで）で東京の障害者雇用が3万人以上増加することを目指します。

課題 1

一般就労への移行促進

- 近年、ハローワークにおける、知的障害者及び精神障害者の新規求職者数・就職件数とも増加しており、知的障害者と精神障害者の働きたいという意欲が高まりつつあります。一方、ジョブコーチ事業、委託訓練事業、トライアル雇用など障害者が一般就労を目指すことを支える訓練・実習の機会が多様化していますが、現状では、福祉施設による活用が十分でなく、利用者の一般就労への移行が進んでいません。
- 今後は、施設利用者を含め、一般就労を希望する障害者が企業等で仕事に就き、安心して働き続けられるために必要な支援体制を重点的に整備する必要があります。
- また、一般就労への移行を一層促進するには、障害者に対し、一般就労や雇用支援策について、さらなる周知・啓発を図ることも重要であることから、引き続き取り組んでいきます。

【一般就労への移行促進の数値目標】

- 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業に取り組めます。
- また、東京労働局、東京障害者職業センター及び産業労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指します。
- 以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、福祉施設から一般就労へ移行する者を含め、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを目指します。

この場合、福祉施設から一般就労へ移行する者が、平成17年度の実績の4倍以上となることを目指します。

(1) 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労への移行

項目	平成23年度末 目標値	平成19年度 実績	説 明
年間 一般就労 移行者数	1,500人	953人	<p>【平成23年度目標値】 平成23年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労する者（福祉施設利用者を含む。）の数 （平成17年度実績（717人）の2倍以上）</p> <p>【平成19年度実績】 平成19年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者（福祉施設利用者を含む。）の数</p>

(2) 福祉施設における就労から一般就労への移行にかかる目標

項目	平成23年度末 目標値	平成19年度 実績	説 明
福祉施設 から一般 就労へ 移行する 者の人数	852人	243人	<p>【平成23年度目標値】 福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の数（平成17年度実績（213人）の4倍）</p> <p>【平成19年度実績】 福祉施設の利用者のうち平成19年度において一般就労へ移行した者の数</p>

(3) 労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行にかかる目標

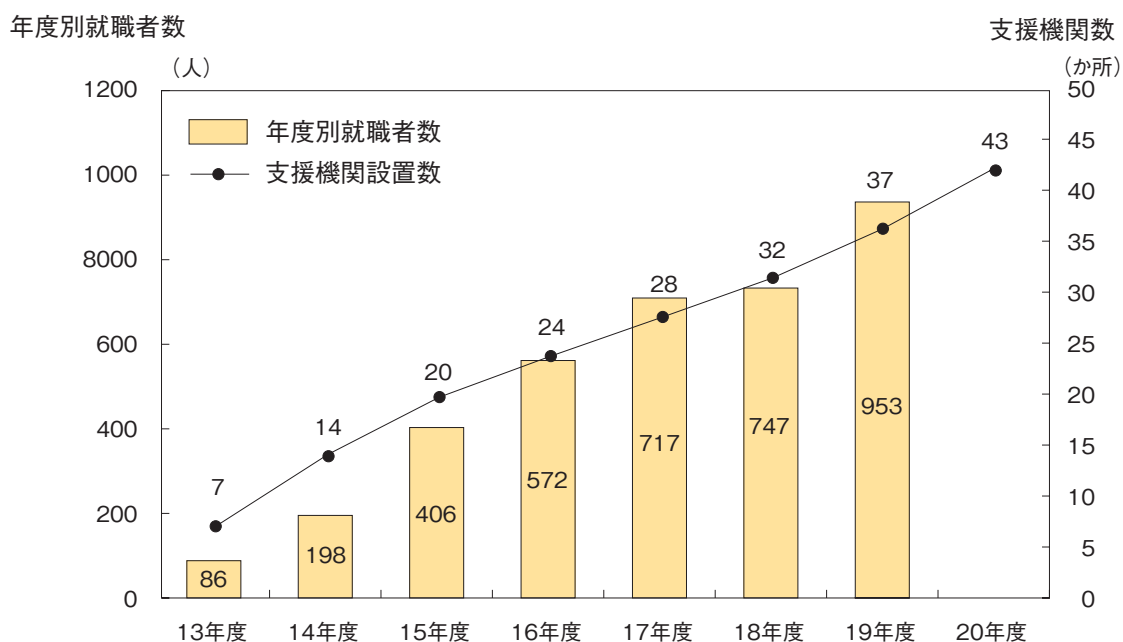
項目	平成23年度末 目標値	平成19年度 実績	説 明
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職支援			平成23年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	260人	188人	【平成23年度目標値】 福祉施設から一般就労へ移行する者（852人）の3割 【平成19年度実績】 平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、障害者委託訓練の受講者数
障害者試行雇用事業の開始者数	426人	268人	【平成23年度目標値】 福祉施設から一般就労へ移行する者（852人）の5割 【平成19年度実績】 平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
職場適応援助者による支援の対象者数	426人	18人	【平成23年度目標値】 福祉施設から一般就労へ移行する者（852人）の5割 【平成19年度実績】 平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	70人	68人	【平成23年度目標値】 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 【平成19年度実績】 平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
障害者就業・生活支援センターの設置か所数	6か所	4か所	（参考：平成20年度 5か所設置）

【目標達成のための方策】

① 区市町村障害者就労支援事業を拡充します

- ・東京都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進してきました。

区市町村障害者就労支援事業の実績



- ・この計画では、区市町村障害者就労支援事業のこれまでの実績を踏まえ、障害者就業・生活支援センター事業等とのネットワークの活用も含めて、平成23年度までにすべての区市町村で、就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援事業を実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。
- ・さらに、就労希望者の積極的な掘り起こしを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、企業等に対し障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の設置を進め、平成23年度までにすべての区市で設置することを目指します。
- ・区市町村は、この就労支援事業者を核として、企業・経営者団体や福祉、保健、教育、労働等の関係機関とのネットワークづくりに取り組み、就労移行支援事業を実施する事業者へのサポート体制を整備するとともに、発達障害者、高次脳機能障害者の就労支援ニーズにも対応できる支援体制の構築を進めていく必要があります。

② 施設外授産及び企業内通所授産事業を拡充します

・施設外授産及び企業内通所授産事業は、福祉施設の利用者と福祉施設職員が、企業内での作業を通して一般就労に近い働き方を体験することで、一般就労への意欲と力量を高め、一般就労に向けた課題を認識することにつながる有効な施策です。

・この計画では、施設外授産及び企業内通所授産事業のこれまでの実績を踏まえ、平成23年度までに、すべての区市町村で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。

この場合、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう、検討します。

③ 障害者就労支援のため庁内外の連携を強化します

・「10年後の東京」（平成18年12月策定）においては、今後10年間（平成28年度まで）で東京の障害者雇用が3万人増加することを目指しています。

・そのための取組の一つとして、平成20年11月に策定された「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」の達成に向け、「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」を定め、10の視点、20の行動として具体的な取組を明らかにするとともに、その実施主体を示しています。これにより、広く社会全体へメッセージを発信し、関係団体が一丸となって障害者の雇用・就労を推進していきます。

首都TOKYO 障害者就労支援 行動宣言

障害の有無にかかわらず、働く意欲のある人が、必要な支援を受け、いきいきと働ける TOKYO の実現をめざします。

東京都、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、障害のある方の雇用・就労の推進に取り組むことにより、だれもがともに働くことのできる社会を実現します。

(宣言1) 社会全体で支援します！

～障害者一人ひとりの雇用と就労～

(宣言2) 就労移行を推進します！

～福祉施設から企業へ～

(宣言3) 雇用機会を拡大します！

～障害特性に応じて～

(宣言4) ミスマッチを解消します！

～「働きたい」と「雇いたい」～

私たちは、東京都障害者就労支援協議会の策定したこの宣言に賛同し、次の指針に基づき行動します。

平成20年11月

東京都
東京都教育委員会
東京都社会福祉協議会
東京労働局
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
東京障害者職業センター
東京経営者協会
東京商工会議所
東京都中小企業団体中央会

障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）

（視点1） 地域で生涯にわたって安心して働ける

- 行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。
- 行動2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

（視点2） 職業に向けた準備へのバックアップ

- 行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。
- 行動4 障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。
- 行動5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。

（視点3） 「福祉施設から企業へ」 向かう流れ

- 行動6 福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

（視点4） 福祉施設の事業者を支援

- 行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。
- 行動8 効果的な就労支援ツールを普及させます。

（視点5） 精神障害者の就労促進にアタック

- 行動9 精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。
- 行動10 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。

（視点6） “ともに働く” 意識の開拓

- 行動11 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。
- 行動12 企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。
- 行動13 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。
- 行動14 障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

（視点7） 中小企業の障害者雇用をサポート

- 行動15 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。
- 行動16 中小企業に対する支援を強化します。

（視点8） 法定雇用率達成を目指す

- 行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。

（視点9） 公的機関も雇用拡大へチャレンジ

- 行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

（視点10） 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

- 行動19 「キャリア形成シート（個別移行支援計画を含む）」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。
- 行動20 ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。

ア 就労移行支援事業の効果的運営

- 就労移行支援事業は、標準利用期間を2年とし、この期間中に一般就労への移行に向けて、企業等における実習や職場探し、職業習慣の確立や求職活動などの支援を行い、就職後の職場定着支援等を実施する通所事業です。
- 就労移行支援事業に取り組む施設職員は、ハローワークや障害者職業センター等の労働関係機関との連携を図るとともに、施設外授産及び企業内通所授産事業を最大限に活用し、また、区市町村障害者就労支援事業に配置されているコーディネーターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要です。

イ 就労継続支援事業の効果的運営

- 福祉施設の利用者の中には、短時間雇用やグループ就労などの選択肢が広がれば一般就労への移行が可能な者も増えていくと考えられますが、通常の企業就労に適應することが困難な者も多くいます。しかし、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は低額であり、地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にあります。
- 障害者自立支援法では、施設と雇用契約を結んで働く場として就労継続支援事業A型（雇成型）が規定されましたが、この事業では、地域の最低賃金をめどに障害者の自立生活が可能な水準の賃金を支払えるよう、商品開発・販路開拓や作業種目の見直し・作業工程の改善など、福祉施設の経営改革を進める必要があります。
- また、就労継続支援事業B型（非雇成型）においても、工賃の水準を上げるための経営努力が求められており、事業者が平均工賃の目標水準を設定し、実績とともに公表することとなり、地域の最低賃金の3分の1を上回った場合に報酬上の加算措置を行うことにより、成果を出すことが求められています。
- 区市町村においては、障害福祉計画の策定を通じて、旧体系事業者が就労継続支援事業A型（雇成型）やB型（非雇成型）など新たな事業体系へ移行することを促し、利用者が自らの希望や力量に応じた働き方を選択できるようにするとともに、地域の就労支援事業

者のネットワークづくりを進める必要があります。

- 東京都は、就労継続支援事業に取り組む事業者に対して生産性を向上させるための設備投資に助成するほか、区市町村が、地域の就労支援事業者のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓などの事業に、積極的に取り組むよう支援します。

- また、東京都は、地方自治法施行令の規定に基づく福祉施設等からの物品及び役務の調達に積極的に取り組むなど、福祉施設等からの調達を一層積極的に行います。

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

課題1

ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

- 東京都は、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、その後、共同住宅など対象施設の拡大や、基準面積の引下げによる届出対象施設の拡大等を行い、公共施設や交通機関等におけるバリアフリー化を推進してきました。
- また、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）に基づき、平成16年7月に、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（通称：ハートビル条例）を制定し、法律で定める対象建築物に学校、社会福祉施設等を加えるなどの東京都独自の対象拡大や整備基準の強化により、建築物等のバリアフリー化を推進してきました。
- さらに、平成18年6月に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、バリアフリー化目標の設定及びその達成に向けた施策の拡充を図る、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が成立し、同法による総合的・一体的なバリアフリー化の推進が展開されることとなりました。
- 東京都は、同法の施行にあわせてハートビル条例を改正し、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（通称：建築物バリアフリー条例）としました。さらに、この間、区市町村を主体とする福祉のまちづくり推進の施策として、50区市町において、福祉のまちづくりの仕組みづくりと普及啓発、バリアフリー化促進などの地域支援事業を実施し、身近な地域における福祉のまちづくりの基盤整備に取り組んできました。
- また、鉄道駅エレベーター等整備事業、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業、だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業などにより、公共交通の基盤整備に取り組み、平成12年に制定された交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）と相まって、移動円滑化に向けた交通施設の整備は着実に進んできています。

- こうしたバリアフリー化の進展の中で、東京都福祉のまちづくり推進協議会は、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を指摘しました。
- ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、企画段階からできるだけ多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って検討、整備することであり、その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたるものであって、初めからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにする考え方です。
- 東京都福祉のまちづくり推進協議会が提案した、建築物等の整備と移動円滑化のための情報提供という2つのユニバーサルデザインガイドラインを踏まえて、東京都はユニバーサルデザインガイドライン普及用のパンフレットを作成して、区市町村、都民、事業者の活用を図っています。
- また、区市町村を主体としたユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の推進により、ユニバーサルデザインの視点に立った、ハード・ソフト一体的なまちづくりを支援していきます。
- これらの取組により、平成18年12月に策定した「10年後の東京」において示された、「ユニバーサルデザインのまちづくりが面的に整備され、誰もが不自由なく街歩きを楽しむことができる」まちづくりを推進します。
- 平成20年11月、第7期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申「東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画策定の基本的考え方」において、ユニバーサルデザインの考え方を明確に位置付けることにより、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの推進を目指すべきであることが示されました。
- 東京都は、これを踏まえて、福祉のまちづくり条例を改正するとともに「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、ユニバーサルデザインを基本理念とする、障害者を含めたすべての人のための福祉のまちづくりの推進に取り組むこととしています。
- 当計画では、福祉のまちづくり条例で届出の対象施設としている事務所及び工場における障害者就労支援に向けた環境の整備や、地域に身近な小規模店舗の整備促進など、「東

京都福祉のまちづくり推進計画」とも相互に連携を図りながら、福祉のまちづくりの一層の推進を目指します。

課題2 心のバリアフリーの推進

- 「すべての都民がともに暮らす地域社会」を実現するためには、例えば、障害者施策を推進する立場では、障害をもつことによる困難や生きにくさについて、都民一人一人が自らの身近な問題として考え、「障害は特別な、ごく一部の人の問題であって、障害をもたない自分にはとても理解できない」といった意識上の壁を取り除くことが重要です。
- この意識上の壁を取り除くためには、それぞれの障害特性と障害者本人の状況に応じたコミュニケーションや移動の円滑化を図ることにより、障害をもつ人ともたない人が、学校・職場や地域社会で出会い、様々な機会に、自然に交流し、たとえ障害をもっている、周囲の人々の何らかの配慮や支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解することが大切です。
- 東京都は、スポーツ・文化芸術活動など多様な機会を捉えて、障害理解のための啓発活動や広報活動を推進するとともに、学校教育を通じて心のバリアフリーの実現を目指します。
- 東京都障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、全国障害者スポーツ大会などへ選手を派遣しています。
- 平成21年9月には「東京2009アジアユースパラゲームズ」を開催し、アジアの障害のある青少年に質の高い競技機会を提供することにより、日本とアジアにおける障害者スポーツの発展に資するとともに、アジアの青少年の国際交流に貢献していきます。
- また、広聴活動や調査を実施して、障害者及び家族のニーズや施策への要望を聴取するとともに、都民の障害者理解の状況を把握します。
- 東京都は、都民の障害者に対する理解・認識を高めるため、引き続き、啓発・広報に努めていきます。



Your Dream, Our Legacy



東京●2009 
アジアユースパラゲームズ
 2009(平成21年).9.11(金)~13(日)

【実施競技】 ●陸上競技 ●水泳 ●卓球 ●ボッチャ ●ゴールボール ●車いすテニス(オープン競技)

【競技会場】 ●国立霞ヶ丘競技場<陸上競技> ●東京辰巳国際水泳場<水泳>
 ●東京体育館<車いすテニス> ●国立代々木体育館<卓球・ゴールボール>

●国立オリンピック記念青少年総合センター<ボッチャ>
 【主催】 アジアパラリンピック委員会(Asian Paralympic Committee)
 東京2009アジアユースパラゲームズ組織委員会
 (Tokyo 2009 Asian Youth Para Games Organizing Committee)

www.tokyo2009.jp

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

財団法人日本障害者リハビリテーション協会
Tel 03-5273-0601
Fax 03-5273-1523

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

社会福祉法人日本盲人福祉委員会
Tel 03-5291-7885
Fax 03-5291-7886

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署

耳マーク



聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
Fax 03-3354-0046

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。

東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課
Tel 03-5320-4147
Fax 03-5388-1408

オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

社団法人日本オストミー協会
Tel 03-5670-7681
Fax 03-5670-7682

「ハート・プラス」マーク



身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

特定非営利活動法人ハート・プラスの会
HPアドレス
<http://www.normanet.ne.jp/~h-plu/s/>

施策目標 V サービスを担う人材の養成・確保

- 平成15年度に導入された障害者支援費制度以来、サービス利用者の「自己選択・自己決定」を基本とした、契約によるサービス利用制度が定着してきました。

障害者自立支援法では、支援費制度の対象とされていなかった精神障害者の福祉サービスや障害児施設の入所・通所の利用についても、契約方式が採られたため、障害者本人や保護者が、多様な事業者の中から、より質の高いサービスを提供するものを選択できる仕組みづくりが求められています。

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体などの民間団体や企業による多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組めます。

- サービスの直接の担い手である介護従事者等については、重度訪問介護従業者養成研修や、区市町村地域生活支援事業に位置づけられた移動支援事業の担い手である移動介護育成従業者養成研修を通じて、今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図ります。

- また、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談専門員が、福祉サービス及び相談支援の事業者ごとに配置されることとなっており、これらの者の確保とサービスの質を高めるための研修を着実に実施します。

- さらに、障害者自立支援法の下で提供されるサービスの質を維持・向上させるため、行政機関職員をはじめ、福祉施設職員、グループホーム世話人、就労支援機関職員など民間の社会福祉事業や保健・医療の事業に従事する者に対して、利用者本位のサービス・支援の提供に資する研修を実施していきます。

- あわせて、東京都が平成15年度から取り組んできた福祉サービスの第三者評価について、障害者自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービス等を、事業者の移行状況を踏まえながら評価対象としていくことにより、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援していきます。

- 重症心身障害児（者）などへの医療サービスの提供に携わる看護職員には、その特性に即した的確な対応が可能となるよう、十分な知識と技術が求められます。
- 東京都は、療育分野全般の知識・技術を習得するための独自の研修制度を新たに設けるとともに、感染管理など特定の専門分野に関する資格（専門看護師）取得のための支援策の実施を通じて、近年、全国的に看護職員の確保が困難な状況が続く中で、看護職員の一層の資質向上及び職場への定着を図り、重症心身障害児（者）への支援の充実を目指します。
- また、今後、障害福祉サービスの事業者には、地域生活への移行や企業等への就労支援など新たな課題への的確な対応が求められることから、質の高い人材の育成が重要になります。
- 障害者そのものを理解し、それぞれの特性に応じて対応できるような、質の高い人材を育成するには、専門的知識や技術の習得などが必要であるため、東京都は、事業者を支援していきます。
- さらに、障害福祉サービスという仕事の意義や重要性について、都民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めることができるよう、積極的な啓発を行っていきます。